

秋田県告示第384号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定に基づき、公示する。

令和7年7月25日

秋田県知事 鈴木 健 太

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
春木沢	鹿角市尾去沢字瓜畑、春木沢及び軽井沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横道1号	鹿角郡小坂町小坂字横道、上谷地及び丑森（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課、秋田県鹿角域振興局建設部及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。